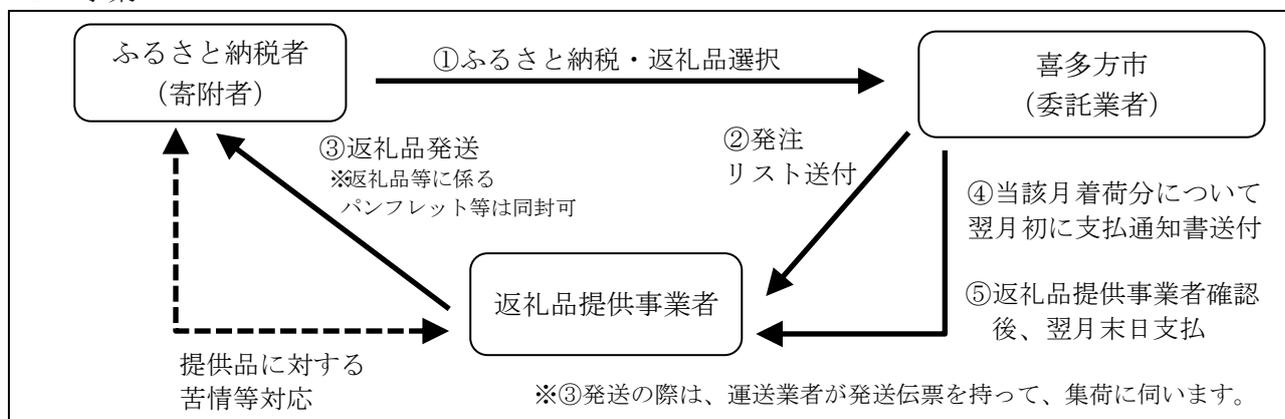


喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税（寄附）の寄附者へ本市の地場産品や特産品等の返礼品を贈ることにより、本市の魅力を広くPRするとともに物産の振興を図る。

2 事業フロー



3 返礼品提供事業者の要件

参加対象事業者は、以下の全ての要件に適合しているものとします。ただし、(1)及び(2)に適合しない者であっても、「4 返礼品の要件」を満たす返礼品の提供が可能である場合で、本市の地域振興、観光振興及び物産振興に関する取組について、理解・協力できるものである場合には、この限りではありません。

- (1) 市内に主たる事業所を有する法人、団体または個人事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）であること。
- (2) 市税の滞納がなく、市内で1年以上引き続き事業を営む者（個人にあっては、市内に1年以上在住する者）であること。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および喜多方市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。
- (4) 喜多方市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

4 返礼品の要件

本市の魅力を広く発信できる商品等で、別表1【地場産品基準：総務省】のいずれかの要件に合致するものとします。なお、単品でも可能ですが、詰め合わせなどもご検討ください。

5 申込方法

申込みについては、随時受付とします。「喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者申込書兼同意書（様式第1号）」に下記書類を添付し、企画調整課企画調整班へ提出してください。追加で申し込まれる場合は、「喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品追加申込書（様式第6号）」、返礼品の内容を変更する場合は「喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品内容変更申込書（様式第8号）」に下記書類を添付し、提出してください。

- ① 企業概要及び返礼品の概要が分かるパンフレット等
- ② その他市長が必要と認めた書類

6 返礼品提供事業者の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断し決定します。結果については、当該申込者に通知します。

7 返礼品提供事業者の内容変更

返礼品提供事業者決定後に、登録した企業情報の変更する場合には、「喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者決定内容変更申出書（様式第3号）」を市へ提出してください。

8 返礼品提供事業者の辞退

返礼品提供事業者決定後に、辞退する場合は、「喜多方市ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者決定辞退申出書」（様式第4号）を市へ提出してください。

9 返礼品提供事業者の責務

- (1) 返礼品提供事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、十分注意してください。なお、寄附者の個人情報をふるさと納税（寄附）返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。ただし、返礼品を発送する際に限り、当該返礼品等に係るパンフレット等を同封することは差し支えありません。
- (2) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者において対応いただきます。
- (3) 宅配時の不在により消費期限内に配達されないトラブルが発生する可能性があるため、食料品で消費期限が早いものについては、事前に寄附者に連絡をしてから発送してください。
なお、不配達に伴う再配達費用については返礼品提供事業者で負担していただきます。
- (4) 返礼品の在庫不足により寄附者へ希望する返礼品を配達できないトラブルが発生する可能性があるため、在庫不足が予測される際には至急当市へ連絡してください。
なお、在庫不足による不配達については返礼品提供事業者から寄附者へ連絡していただきます。
- (5) 返礼品に関する問い合わせ等については、寄附者と返礼品提供事業者とで対応してください。
- (6) 実施要綱に反する行為等があった場合、返礼品提供事業者としての決定を取り消し、発生した損害について賠償請求をする場合があります。

10 その他

市が作成するふるさと納税（寄附）に関するホームページ、ふるさと納税情報サイト、シティプロモーション公式 SNS 等に提供事業者名及び商品名を記載しますので、PR 効果が期待されます。

11 申込・問い合わせ

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2
喜多方市企画政策部企画調整課企画調整班
TEL：0241-24-5209 FAX：0241-25-7073
E-mail：kikaku@city.kitakata.fukushima.jp

別表1【地場産品基準：総務省】

分類	基準
1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3 (熟成肉)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。
3 (精米)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。
4	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7の2	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8	次のいずれかに該当する返礼品等であること。 イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を設定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）

別表2【類型ごとの該当理由欄の必須記載事項：総務省】

地場産品基準のうち該当する類型	記載すべき事項	留意点
1	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で生産されたものであることが判る旨 	区域内の原材料を用いて区域外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となる。
2	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で生産された原材料 区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合 	返礼品の重量や付加価値の半分以上を上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。 なお、上記の旨については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A：問17参照】
3	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で行われた工程の詳細（完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか） 	返礼品の重量や付加価値の半分以上を上回る割合が区域内で行われる工程によるものである等の必要あり。 なお、上記の旨や区域内で行われた工程の詳細等については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A：問18参照】
3 (熟成肉)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料となる食肉の産地 	区域内で生産した食肉を原材料としている場合には類型1となる。
3 (精米)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料となる玄米の産地 	区域内で生産した玄米を原材料としている場合には類型1となる。
4	<ul style="list-style-type: none"> 流通構造上、混在が避けられない理由 混在する可能性のある近隣の地方団体名 	提供する返礼品が加工品等である場合には、本類型ではなく類型2として記載すること。
5	<ul style="list-style-type: none"> 当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由 返礼品の生産地 	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したもの、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。【Q&A：問21参照】 <u>※地場産品基準への適合性を確認するため、別途、外見明白性が分かる資料（写真、現在提供中のポータルサイトのURL等）の提出を求める場合がある。</u>
6	<ul style="list-style-type: none"> 地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由 附帯品の名称及び生産地 地場産品と附帯品の調達費の内訳 	地場産品以外のものが使用目的等において附帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。 なお、上記の旨については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A：問22参照】
7	<ul style="list-style-type: none"> 役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由 （区域外での役務の提供が含まれる場合）提供される場所 	単に区域内で役務が提供されるというだけではなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要。【Q&A：問23,24参照】

地場産品基準のうち該当する類型	記載すべき事項	留意点
7の2	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で発電された電気であることが判る旨 地域のエネルギー源の種類（太陽光、バイオマス、地熱等） 当該電気の提供事業者名 	区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気に限る。【Q&A：問24の2参照】
8イ	<ul style="list-style-type: none"> 共通の返礼品を提供する市区町村名 当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7の2のいずれに該当するか 	返礼品の提供に当たっては、関係する近隣の市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A：問25参照】
8ロ	<ul style="list-style-type: none"> 共通の返礼品を提供する都道府県名及び市区町村名 当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7の2のいずれに該当するか 	返礼品の提供に当たっては、都道府県が合意形成に関与の上、関係する市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A：問26参照】
8ハ	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県により地域資源として認定された物品の名称（「〇〇」牛等） 	都道府県により認定された物品及び市区町村に限る。【Q&A：問27参照】
9	<ul style="list-style-type: none"> 災害の名称 何の代替品であるか 	災害により提供が不可能となってしまった返礼品の代替品に限る。【Q&A：問28参照】
99	<ul style="list-style-type: none"> 地場産品以外のものと交換されないことをどのように担保しているか 民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）である場合は、当該事業者名及び当該サービス名 	<p>地場産品とのみ交換可能なものに限る。【Q&A：問10参照】</p> <p>特定の物品又は役務との交換に明確に限定されている場合には、当該物品又は役務の該当する類型を選択すること。</p> <p><u>※地場産品基準への適合性を確認するため、別途、利用可能店舗・交換可能返礼品の一覧等の提出を求める場合がある。</u></p>

別表3【地場産品基準に関するQ&A：総務省：総務省】

問1	「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第5条第2号）とは、どのようなものを指すのか。
答1	<p>当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート ・区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒 ・区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース ・原材料の柑橘のうち9割以上に区域内で生産された柑橘を使用したジュース <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム ・区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き ・スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
問2	「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」（告示第5条第3号）とは、どのようなものを指すのか。
答2	<p>当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。</p> <p>また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。</p> <p>(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作 ・単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること ・改装・仕分け・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること ・単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの ・区域外で生産された豚肉を、区域内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品 ・区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒 ・区域外で生産されたガラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を区域内において区域内事業者が施した工芸品 <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ ・区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶 ・区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ ・区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの ・区域外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断・パック詰めした精肉 ・区域内での工程が、枝肉の切断である精肉
問3	「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る」（告示第5条第3号）とあるが、認められない例にはどのようなものがあるのか。
答3	例えば、輸入した海外産の牛肉を区域内で熟成させたものや、県外で収穫した玄米を区域内で精白したものを提供することは認められない。
問4	告示第5条第3号ただし書について、食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、どこを指すのか。
答4	食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、原材料となる家畜の飼養が行われた区域のことを指し、家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない区域は該当しない。
問5	無洗米加工は、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるか。
答5	無洗米加工は糠の除去を行うものであり、告示第5条第3号ただし書の「玄米の精白」に含まれるものである。

問6	A団体において、製品に係る企画立案まで行い、B団体で当該製品を製造・組立等する場合、告示第5条第3号に該当するものとして、当該製品をA団体の返礼品として良いか。
答6	企画立案を行っているという要素のみでは「類するもの」に該当するとは考えられず、当該基準に該当するものではない。
問7	「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第5条第4号）とは、どのようなものを指すのか。
答7	<p>当該市区町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、当該JAが区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの ・区域内で生産後、複数の地方団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 ・区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉 <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
問8	「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」（告示第5条第5号）とはどのようなものを指すのか。
答8	<p>返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。</p> <p>また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地方団体のゆるキャラグッズ ・当該地方団体をPRするためのオリジナルのポストカード ・当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具 ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺 ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子 ・包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの ・区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの ・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したもの ・市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

問 9	「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること」（告示第5条第6号）とは、どのようなものを指すのか。
答 9	<p>「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるものの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。</p> <p>ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記すること。また、ポータルサイト等における募集の際には、地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが明白な募集を行うこと。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット ・区域内で生産された野菜の詰合せと区域外で製造されたバーニャカウダソースのセット ・区域内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子をセットにしたもの ・区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの ・海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの ・区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの ・区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの
問 10	当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるか。「その他これに準ずるもの」（告示第5条第7号）に該当するのか。
答 10	<p>区域内を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しない。</p> <p>区域内において提供される役務と、区域内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、当該区域内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当するものである。</p> <p>具体的には、寄附者が当該地方団体を訪れて、区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当する。</p> <p>なお、区域内で提供される役務が宿泊以外であっても、上記考え方にに基づき、区域内を巡る観光ツアーや、区域内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合には、第7号に該当するものとして差し支えない。ただし、区域内における役務が食事の提供のみである場合や、区域内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるものは、これに該当しない（これらの役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合を除く。）。</p>
問 11	区域外で提供される役務については、地場産品と認められる場合はないのか。
答 11	<p>区域外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがある。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産品をPRするための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供 ・区域内の事業者が車いす用に製作した着物を区域外で提供（レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの） <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券 ・区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント ・区域内に教室を設ける講師が、区域外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

問 12	<p>どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。(告示第5条第7号の2)</p>
答 12	<p>ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、</p> <p>①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、</p> <p>②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。</p> <p>なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。</p> <p>具体的には、上記①については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書※1により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、 <p>上記②については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「電力の小売営業に関する指針」※2に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、 <p>上記③については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、 <p>などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。</p> <p>※1 トラッキング付非化石証書エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。</p> <p>※2 「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定令和5年4月1日最終改定経済産業省)38頁『vi)「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合におけるのみ問題となるもの』参照</p>
問 13	<p>「市区町村が近隣の他の市区町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの」(告示第5条第8号イ)とは、どのようなものを指すのか。</p>
答 13	<p>地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市区町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものである。</p> <p>したがって、他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しない。</p> <p>「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市区町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市区町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断すること。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの ・連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産している市町村の同意を得ずに提供している、区域外で生産された県の伝統工芸品である革製品
問 14	<p>「都道府県が当該都道府県の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの」(告示第5条第8号ロ)とは、どのようなものを指すのか。</p>
答 14	<p>地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市区町村同士で連携する場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市区町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられる。</p> <p>この場合も、関係する市区町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めること。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの ・県内の一定の圏域(歴史的、文化的に関連の深い地域等)内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

問 15	「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」(告示第5条第8号ハ)とは、どのようなものを指すのか。
答 15	<p>地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもある。</p> <p>こうした地域における実情を踏まえ、区域内において生産されていること等の項目には該当しないが、当該地方団体の区域を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されている物品である場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられる。</p> <p>このような場合に該当するかどうかについては、単一市区町村の判断によるのではなく、都道府県が区域内の市区町村の意見を集約した上で、複数の市区町村において共通の地域資源として相当程度認識されている物品を認定することが必要であることとしている。</p> <p>この場合も、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めること。</p> <p>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</p> <p>(認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されている物品 <p>認定を受けた物品を「当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、都道府県による認定を受けた物品であれば、認定を受けた区域内の全ての市区町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、都道府県に認定された物品を取り扱う事業者が一部の市区町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としているものである。</p> <p>なお、都道府県が認定する場合又は認定を変更する場合は、その都度速やかに、総務省へ報告いただくこととしている。</p>
問 16	「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの」(告示第5条第9号)とは、どのようなものを指すのか。
答 16	<p>災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられる。</p> <p>「災害」の範囲について特に限定はしていないが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定している。</p> <p>なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しない。</p>
問 17	姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等は、地場産品と考えられるか。
答 17	姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等は、地場産品と考えられるか。